

## 美里町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和8年1月27日

美里町監査委員 石澤光市

美里町監査委員 藤田洋一

### 1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

定期監査

### 3 監査の対象

令和6年度町税及び使用料等の徴収状況について（令和6年4月から12月まで）

- ① 町営住宅使用料【防災管財課】
- ② 災害援護資金貸付金元金及び利子収入（東日本大震災）【健康福祉課】
- ③ 保育所給食費保護者等納付金【子ども家庭課】
- ④ 町税（一般会計）及び国民健康保険税（国民健康保険特別会計）【税務課】

### 4 監査の着眼点（評価項目）

- ① 業務マニュアルに沿って業務が適正に行われているか。
- ② 調定漏れや金額の誤りはないか。
- ③ 予算額や調定額と比較して収入済額が著しく差がないか。

### 5 監査の実施内容

令和7年2月3日から2月4日までの2日間、議員控室及び健康福祉センター研修室において関係書類の提出を求め、疑義が生じた点は関係職員に質問した。

### 6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

#### 1) 共通の指摘について

- ① 督促状及び催告書の表現は遠慮せずもっと強くしていただきたい。
- ② システムの改修が難しいとの報告を受けたが、読みやすくするために督促状及び催告書の文字の大きさや記載事項の位置など、レイアウトを改正していただきたい。

## 2) 災害援護資金貸付金元金及び利子収入（東日本大震災）

- ① 督促状に延滞金（違約金）についての説明があるが、計算後に後日通知することが読み取れない。一目で分かりやすい表現に直していただきたい。
- ② 年度当初に債務者に送付する文書では「違約金が発生し、別途納付いただくこととなります。」と記載されているが、督促状では延滞金（違約金）と表現している。災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第9条において違約金とされているので、表現を違約金に統一していただきたい。
- ③ 納付しなかった人への働きかけが督促状の送付1回だけでは足りないと思われる。前納ができること、違約金が発生し、過年度分は強制執行することを伝えるチラシを送付するなどし、滞納につながらないように努めていただきたい。

## 3) 保育所給食費保護者等納付金

子ども家庭課では、保育所給食費のほか、保育所利用料や放課後児童クラブ利用料なども徴収しているが、どの業務においてもマニュアルは作成されていない。適正な業務履行、また、後任担当者が対応できるマニュアルを作成していただきたい。

## 7 町営住宅使用料についての所見

- ① 契約者と住宅使用料を納付する人が違う事例が見受けられた。契約者以外からの振替納付の場合は、代理納付者からの「代理納付承諾書」（仮称）の提出が必要であると考えます。
- ② 明渡請求書送付後に対象者から分納の相談を受けたという事例があった。本来は明渡請求書が最終的な措置であるため、債務者に対して、納付をしなければ原則どおり明渡請求書が通知され、強制退去となることを正しく理解されるよう、説明することに努めてほしい。また、今回の事例では明渡請求書（行政文書）を取り消したということになるため、取消しに至るまでの経緯が分かるように文書に残しておくべきである。明渡請求書送付後に債務者が一括または分割による使用料の納付を希望した場合、これを承諾するために、「納付誓約書」（仮称）の提出をもって明渡請求を取り消すという事務が必要であると考えます。